

1. 支給対象者（申請者）について

Q1-1

令和4年12月2日以降に立川市に転入しましたが、支給対象となりますか？

A

次の場合には、支給対象となります。

- ・令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間に生まれた児童を養育する場合
→ ホームページ内の申請区分4をご覧ください。

Q1-2

令和4年12月1日時点で、児童だけが立川市に住民登録がありますが、支給対象となりますか？

A

支給対象になる場合がありますので、市へお問い合わせください。

Q1-3

令和4年12月1日時点で立川市に住民登録がありますが、児童（平成16年4月2日～令和4年11月30日生まれ）は海外に移住している場合でも、支給対象となりますか？

A

児童が日本国内の市区町村に住民登録がない場合は、支給対象になりません。

ただし、留学等で一時的に海外へ居住しているような場合で且つ日本国内のいずれかの市区町村に住民登録がある場合は、支給対象となります。なお、支給対象となる場合の申請方法は、次のとおりです。

- 児童手当または令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を立川市から受給している（受給がきまっている）場合
→ 申請不要です。
- 上記 i に該当しない場合
→ ホームページ内の申請区分3をご覧ください。

Q1-4

令和4年12月1日時点で、夫は立川市以外に住民登録がありますが、妻と児童（平成16年4月2日～令和4年11月30日生まれ）は立川市に住民登録があります。この場合、夫は支給対象者となりますか？

A

支給対象となります。

ただし、できるだけ立川市に住民登録がある方が申請をしてください。

（このケースにおいては妻のこと。）

【たちかわ子育て応援金（物価高騰対策） よくあるお問い合わせ（Q&A）】
※よくあるお問い合わせは随時更新いたしますので、ご注意ください。

Q1-5 令和4年12月2日に養育者も児童（平成16年4月2日～令和4年11月30日生まれ）も立川市外へ転出しましたが、この場合でも支給対象となりますか？
A 令和4年12月1日時点で立川市に住民登録があるため、支給対象となります。 → ホームページ内の申請区分1～3の該当するものをご覧ください。
Q1-6 令和4年12月1日に養育者も児童（平成16年4月2日～令和4年11月30日生まれ）も立川市外へ転出しましたが、この場合でも支給対象となりますか？
A この場合、令和4年12月1日時点の住民登録は立川市外にあるため、支給対象となりません。
Q1-7 対象児童を、両親の代わりに養育しています。この場合でも支給対象となりますか？
A 支給対象となる場合がありますので、事前に市へお問い合わせください。
Q1-8 ホームページには「18歳以下の児童を養育する方」が支給対象とありますが、申請日時点で児童が18歳以下であれば、支給対象となりますか？
A 申請日時点の年齢ではなく、平成16年4月2日～令和4年11月30日の間に生まれた児童（令和4年度末時点で18歳以下）が、支給対象となります。
Q1-9 申請者は世帯主である必要がありますか？
A 「対象児童を養育している方」であれば、世帯主である必要はありません。 ただし、Q1-4もご参照ください。

【たちかわ子育て応援金（物価高騰対策） よくあるお問い合わせ（Q&A）】
※よくあるお問い合わせは随時更新いたしますので、ご注意ください。

<p>Q1-10 申請者は生計の中心者（複数名で養育している場合、所得の高い方）である必要がありますか？</p>	
<p>A 「対象児童を養育している方」であれば、生計の中心者である必要はありません。 ただし、Q1-4もご参照ください。</p>	
2. 支給のお知らせや申請書の発送について	
<p>Q2-1 令和4年12月分の児童手当を立川市から受給しますが、申請が不要な人宛ての支給のお知らせが届かないのはなぜですか？</p>	
<p>A 例えば、「立川市に転入届を12月13日に提出した」ような場合は、支給のお知らせが届かない場合があります。令和5年1月4日（水）までに届かない場合は、お手数ですが市へお問い合わせください。</p>	
<p>Q2-2 令和4年12月1日に立川市へ引っ越してきました。ホームページには「令和4年12月1日時点で立川市に住民登録がある場合、市から令和5年1月10日に申請書を発送」の旨の記載がありますが、自分のところには届かないのはなぜですか？</p>	
<p>A 転入届を提出された時期によっては、申請書が届かない場合があります。 令和5年1月20日（金）までに届かない場合は、お手数ですが、市へお問い合わせください。</p>	
3. 申請について（児童手当と同時申請に関するものはQ3-3を参照）	
<p>Q3-1 児童が17歳と14歳の2名おり、すでに児童手当を立川市から受給しています。この場合、児童手当の対象にはならない17歳の児童分は申請が必要ですか？</p>	
<p>A 令和4年12月分の児童手当を立川市から受給する方は、児童手当の対象とならない高校生相当年齢の児童分を含め、申請不要です。</p>	

【たちかわ子育て応援金（物価高騰対策） よくあるお問い合わせ（Q&A）】
※よくあるお問い合わせは随時更新いたしますので、ご注意ください。

	<p>Q3-2 公務員のため勤務先から児童手当を受けていますが、申請は必要ですか？</p>
	<p>A 公務員で勤務先から児童手当を受けている場合は、申請が必要です。 → ホームページ内の申請区分3または4の該当する方をご覧ください。</p>
	<p>Q3-3 申請書に記載のある「児童手当の手続きと併せて申請する場合」とは、児童手当を受給している人の全員が該当するのですか？</p>
	<p>A 申請書に記載のある「児童手当の手続きと併せて申請する場合」とは、出生や転入等で、新たに立川市から児童手当を受給する方が該当します。</p> <p>※<u>既に立川市から（公務員の方は勤務先から）児童手当を受給している方は該当しません</u>ので、○は付けず、申請書裏面の「6. 受取方法」まで記入し、口座情報がわかるものを貼り付けて申請をお願いいたします。</p>
<h4>4. 支給時期について</h4>	
	<p>Q4-1 申請書を送ってから、何日程度で支給されますか？</p>
	<p>A 書類に不備等がなければ、申請書が市に届いた月の翌月末までを目途に、支給します。 具体的な支給日は、申請内容の審査が完了した方へお送りする支給決定通知に記載します。</p>
<h4>5. 対象児童の住民票について</h4>	
	<p>Q5-1 児童手当を受給していなければ、一律で、対象児童の住民票が必要ですか？</p>
	<p>A 対象児童の住民票が必要な場合は、次の①～③の<u>全てに該当する場合に</u>必要となります。 ※児童手当を受給していない場合に一律で必要となるものではありません。</p> <p>①申請者が児童手当を受給していない。 + ②申請者が対象児童と別居している。 +</p>

【たちかわ子育て応援金（物価高騰対策） よくあるお問い合わせ（Q&A）】
※よくあるお問い合わせは随時更新いたしますので、ご注意ください。

③対象児童の住民登録が立川市以外にある。

※ただし、日本国内の市区町村に住民登録がない児童は、支給対象外です。

6. 振込先指定口座について

Q6-1

申請書に振込先指定口座の情報を記入すれば、口座の確認書類は不要ですか？

A

口座情報を記入した場合でも、必ず口座の確認書類を添付してください。

Q6-2

振込先指定口座は申請者以外の口座でも良いですか？

A

振込先指定口座は、必ず申請者名義の口座にしてください。